

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 141 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 150 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 企画管理室
- ◎ 対 象 行 政 文 書：平成 22 年度における郡山土木事務所の用地交渉担当職員の給与支給明細一覧のうち、給料の月額を含むもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：職員番号、「給料・給料表・級」欄、「給料・給料表・号級」欄及び「給料・給料の月額」欄
 - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 22 年度における郡山土木事務所の用地交渉担当職員の給料の月額が支給年月日ごとに記載された一覧表である。

当該一覧表には給料の月額及び支給年月日のほか、当該職員の職員番号、給与管理者コード、所属コードー資金前途ー子コード、カナ氏名、給料・給料表・表、給料・給料表・級及び給料・給料表・号級が記載されている。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、異議申立人が異議申立ての理由で開示を求めている「給料・給料の月額」欄については、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

「給料・給料の月額」欄には、郡山土木事務所の用地交渉担当職員の給料支給日における各職員の給料月額が記載されている。当該職員の給料月額は、職員個人の収入等財産の状況が明らかになる職員個人の私的な情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

また、職員の給料月額については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員の給料月額は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、「給料・給料の月額」欄に記載されている職員の給料月額については、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月27日		
② 決定	平成23年	8月10日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	8月12日		
④ 諮問	平成23年	8月25日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議